

# 経営相談 Q & A

## 「人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）」の概要

### Q

私は飲食店を経営しています。新たにテイクアウトや弁当の製造販売を始めるため、予約システムの構築やアプリの開発が学べる講座を社員に受講させようと考えています。このような場合に利用できる助成金があれば、概要を教えてください。

### A

厚生労働省は、貴社の取り組みなどのようなケースにおいて、令和4年～8年度の期間限定で、「人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）」により助成する制度を設けています。概要は以下のとおりです。

#### ■「事業展開等リスクリング支援コース」の概要

本助成金は、新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識および技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合などに、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成するものです。企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供などにより新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化などを促進することを目的としています。

#### ■支給対象となる事業主

支給対象となる事業主は、次の1～7のいずれの要件にも該当する方です。

1	雇用保険適用事業所の事業主であること。
2	労働組合等の意見を聴いて <b>事業内職業能力開発計画</b> （自社の人材育成の基本的な方針などを記載する計画）およびこれに基づく職業訓練実施計画届を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること。
3	<b>職業能力開発推進者</b> を選任していること。 ※社内で職業能力開発の取組みを推進するキーパーソン。事業内職業能力開発計画の作成・実施、職業能力開発に関する労働者への相談・指導などを行う。

4	従業員に職業訓練等を受けさせる期間中も、当該従業員に対して <b>賃金を適正に支払っていること</b> 。 ※訓練等の実施期間中、所定労働時間外および休日に職業訓練等を行った場合は、時間外手当や休日手当などの割増賃金を含む賃金を適正に支払う必要がある。 ※eラーニングによる訓練等、通信制による訓練等および定額制サービスによる訓練を実施する場合であっても、支給対象訓練は業務上義務付けられ、労働時間に該当するものとなるため、当該訓練中に賃金を支払うことが必要となる。 ※育児休業中の者に対する訓練の場合を除く。 ※最低賃金法第7条の規定による最低賃金の減額の特例を適用する場合は、通常の賃金の額を支払う事業主にあたらぬ。
5	助成金の支給または不支給の決定に係る審査に必要な <b>書類等を整備、5年間保存</b> している事業主であること。
6	助成金の支給または不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出または提示する、管轄労働局長の現地調査に協力する等、 <b>審査に協力する</b> 事業主であること。
7	<b>事業展開等実施計画</b> を作成する事業主であること。

#### ■支給対象となる労働者

「事業展開等リスクリング支援コース」をはじめ、人材開発支援助成金の支給対象となる労働者は以下のとおりです。

1	助成金を受けようとする事業所が実施する訓練等を受講させる事業主の事業所において、 <b>被保険者であること</b> 。
2	<b>訓練実施期間中において、被保険者であること</b> 。
3	職業訓練実施計画届時に提出した「 <b>訓練別の対象者一覧</b> 」に記載のある <b>被保険者</b> であること。 ※定額制サービスによる訓練の場合は、「定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧」に記載のある被保険者であること。

4	<p>訓練を受講した時間数が、<b>実訓練時間数の8割以上</b>であること。</p> <p>※「実訓練時間数」とは、計画した総訓練時間数から支給対象外である時間（移動時間等）や対象外となる訓練内容の時間を除外した、本助成金の支給対象となる時間数をいう。</p> <p>※eラーニングによる訓練等（同時双方向型の通信訓練を除く）、通信制による訓練等および定額制サービスによる訓練の場合は、この要件の例外となる。ただし、教育訓練機関が発行する「受講を修了したことを証明する書類（修了証等）」や「訓練の実施状況が分かる書類（LMS 情報等）」などの書類により、訓練を修了していることを確認している。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練等の受講を修了していること（eラーニングによる訓練等および通信制による訓練等に限る）。</li> <li>定額制サービスに含まれる教育訓練（職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練）を修了した者であり、その修了した訓練の合計時間数が1時間以上の者であること（定額制サービスによる訓練に限る）。</li> </ul> <p>※「<b>定額制サービスによる訓練の要件を満たすイメージ</b>」参照。</p>

## ■助成率・助成額

### ①助成率・助成限度額

	中小企業	大企業
経費助成率	75%	60%
賃金助成額 (1人1時間)	960円	480円

- ・1事業所1年度あたりの助成限度額は1億円。
- ・e-ラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみ。

### ②受講者1人あたりの経費助成限度額

	中小企業	大企業
10時間以上 100時間未満	30万円	20万円
100時間以上 200時間未満	40万円	25万円
200時間以上	50万円	30万円

## ■定額制サービスによる訓練の要件を満たすイメージ

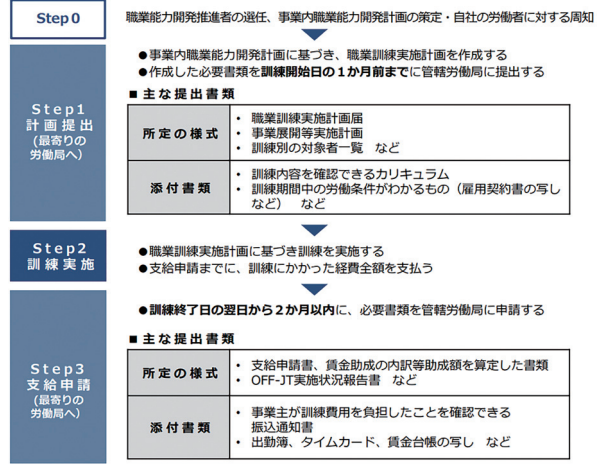
イメージ	
対象者一覧に含まれる者	Aさん 3時間 (うち興味教養型の講習1時間)
	Bさん 4時間 (30分の訓練を8受講)
	Cさん 40分
	Dさん 5時間 (うち接遇・マナー講習1時間)
対象者一覧に含まれない者	Eさん 2時間

⇒ Aさん、Bさん、Dさんの「職務関連訓練」の受講時間のみ含めることができ、合計10時間(2時間+4時間+4時間)となるため、要件(10時間以上)を満たすことになる。

※ Cさんは1時間未満であるため、計上できない。Eさんは「訓練別対象者一覧」に記載されていないため、計上できない。

定額制サービスによる訓練については、職務に関連した教育訓練を終了した者であり、その終了した教育訓練の標準学習時間の合計時間数が1時間以上の者の受講時間数を合計し、10時間以上であることが必要です。

## ■助成金受給までの手続きの流れ



本コースでは、事業展開などの内容を記載した「事業展開等実施計画」を職業訓練実施計画届と合わせて提出する必要があります。「事業展開」は、訓練開始日から記載して3年以内に実施する予定のもの、または6か月以内に実施したものである必要があります。

## ■支給申請期間

支給申請期間は、職業訓練実施計画ごとの訓練終了日の翌日から起算して2か月以内です。

## ■その他

本助成金を活用して人材育成を行う場合、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、申請される際は都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

なお、本助成金の詳細については、厚生労働省「人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）」ウェブサイトをご確認ください。

<参考 URL>  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

(大橋 徹)